区民委員会資料

令和５年７月３日

地域振興部戸籍住民課

**第５８号議案　品川区の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について**

１　趣　旨

マイナンバーカード取得後、約５年後に電子証明書が失効するため、区役所等に来庁し更新手続きをする必要がある。今後、手続き可能な窓口を拡大し区民の利便性を高めるため、電子証明書更新等の業務を荏原郵便局に委託する。

２　マイナンバーカード交付件数と交付率（令和５年５月末現在）

　　交付枚数　２７８，２９４件　交付率　６８．９％

３　現在の手続き可能場所

　　区役所、目黒サービスコーナー

※７月３日（月）から品川第一、大崎第一、大井第一、荏原第一・第四、

八潮地域センターで実施　　計８カ所

４　荏原郵便局に委託する業務

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」の一部改正により、新たに郵便局取扱事務に規定された業務

（１）電子証明書の発行および更新

（２）暗証番号の初期化および再設定

５　指定する期間

　　令和５年９月２０日（水）から令和６年３月３１日（日）まで

　　※次年度以降、本委託事務を双方で廃止する旨の意思表示をしない限り、

１年ごとに延長

６　予算額　２，９３３千円

（内訳）業務委託費　　　　２，５３６千円

連絡用端末設置費　　　　９７千円

広報費　　　　　　　　３００千円

７　周知方法

広報しながわ（８月２１日号）、区ホームページ、ＳＮＳ等

８　スケジュール

　　令和５年７月　第二回定例会議決

８月　委託契約締結、端末設置完了、郵便局員研修

　　　　　　９月　業務開始